

目次  
(第2部 地震災害対策計画)

第1編	総則		1	
	第1章	計画の目的	1	
		第1節	計画の目的	1
		第2節	計画の性格	1
		第3節	計画の構成	2
		第4節	市地域防災計画の作成または修正	2
	第2章	本市の特質と災害要因		3
		第1節	本市の特質と災害要因	3
		第2節	県内における既往の地震とその被害	3
		第3節	社会的条件	5
	第3章	被害想定及び減災効果		6
		第1節	基本的な考え方	6
		第2節	地震被害の予測及び減災効果	6
	第4章	基本理念及び重点を置くべき事項		11
		第1節	防災の基本理念	11
		第2節	重点を置くべき事項	12
	第5章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		14
		第1節	実施責任	14
		第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	14
	第2編	災害予防		24
第1章		防災協働社会の形成推進		24
		第1節	防災協働社会の形成推進	24
		第2節	自主防災組織・ボランティアとの連携	25
		第3節	企業防災の促進	28
第2章		建築物等の安全化		30
		第1節	建築物の耐震推進	30
		第2節	交通関係施設等の整備	33
		第3節	ライフライン関係施設等の整備	35
		第4節	文化財の保護	43
		第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	44
第3章		都市の防災性の向上		46
		第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	46
		第2節	防災上重要な都市施設の整備	46
		第3節	建築物の不燃化の促進	47
		第4節	市街地の面的な整備・改善	47
第4章		液状化対策		49
		第1節	土地利用の適正誘導	49
		第2節	液状化対策の推進	49
		第3節	被災宅地危険度判定の体制整備	50
第5章		応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備		51
第6章		避難行動の促進対策		58
		第1節	気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備	58
		第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	59
		第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	60
		第4節	避難誘導等に係る計画の策定	60
		第5節	避難に関する意識啓発	61
第7章		避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策		63
		第1節	避難所の指定・整備	63
		第2節	要配慮者支援対策	66
		第3節	帰宅困難者対策	69
第8章		火災予防・危険性物質の防災対策		70
		第1節	火災予防対策に関する指導	70
		第2節	消防力の整備強化	71
		第3節	危険物施設防災計画	72
		第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	72
		第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	73

第3編	第9章	広域応援・受援体制の整備	74
	第1節	広域応援・受援体制の整備	74
	第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	76
	第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	76
	第4節	防災活動拠点の確保等	76
	第10章	防災訓練及び防災意識の向上	78
	第1節	防災訓練の実施	79
	第2節	防災のための意識啓発・広報	80
	第3節	防災のための教育	82
	第4節	地震相談の実施	83
	第11章	震災に関する調査研究の推進	85
	災害応急対策		87
	第1章	活動態勢（江南市における組織の動員配備）	87
	第1節	防災会議	87
	第2節	災害対策本部の設置・運営	88
	第3節	職員の派遣要請	92
	第4節	災害救助法の適用	92
	第2章	活動態勢（県・防災関係機関等における組織の動員配備）	93
	第3章	避難行動	94
	第1節	地震情報等の伝達	95
	第2節	避難情報	98
第3節	住民等の避難誘導等	101	
第4章	災害情報の収集・伝達・広報	103	
第1節	被害状況等の収集・伝達	103	
第2節	通信手段の確保	111	
第3節	広報	113	
第5章	応援協力・派遣要請	115	
第1節	応援協力	115	
第2節	応援部隊等による広域応援等	117	
第3節	自衛隊の災害派遣	118	
第4節	ボランティアの受入	121	
第5節	防災活動拠点の確保等	123	
第6節	南海トラフ地震の発生時における広域受援	124	
第6章	救出・救助対策	125	
第1節	救出・救助活動	125	
第2節	航空機等の活用	126	
第7章	消防活動・危険性物質対策	128	
第1節	消防活動	129	
第2節	危険物施設対策計画	131	
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	131	
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	133	
第8章	医療救護・防疫・保健衛生対策	134	
第1節	医療救護	134	
第2節	防疫・保健衛生	139	
第9章	交通の確保・緊急輸送対策	143	
第1節	道路交通規制等	144	
第2節	道路施設対策	147	
第3節	鉄道施設対策	149	
第4節	緊急輸送手段の確保	150	

第10章	浸水対策	152
第11章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	153
	第1節 避難所の開設・運営	153
	第2節 要配慮者支援対策	156
	第3節 帰宅困難者対策	158
第12章	水・食品・生活必需品等の供給	159
	第1節 給水	159
	第2節 食品の供給	161
	第3節 生活必需品の供給	163
第13章	環境汚染防止及び地域安全対策	165
	第1節 環境汚染防止対策	165
	第2節 地域安全対策	165
第14章	遺体の取扱い	167
	第1節 遺体の捜索	167
	第2節 遺体の処理	168
	第3節 遺体の埋火葬	169
第15章	ライフライン施設等の応急対策	170
	第1節 電力施設対策	171
	第2節 ガス施設対策	172
	第3節 上下水道施設対策	174
	第4節 通信施設の応急措置	175
	第5節 郵便業務の応急措置	176
	第6節 ライフライン施設の応急復旧	177
第16章	住宅対策	178
	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定	179
	第2節 被災住宅等の調査	179
	第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	180
	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	180
	第5節 住宅の応急修理	182
	第6節 障害物の除去	184
第17章	学校における対策	185
	第1節 学校の緊急措置	185
	第2節 教育施設及び教職員の確保	186
	第3節 応急な教育活動についての広報	187
	第4節 教科書・学用品等の給与	187
第4編	災害復旧・復興	188
第1章	復興体制	188
	第1節 復興本部の設置	188
	第2節 復興計画等の策定	189
	第3節 職員の派遣要請	189
第2章	公共施設等災害復旧対策	190
	第1節 公共施設災害復旧事業	190
	第2節 激甚災害の指定	191
	第3節 暴力団等への対策	192
第3章	災害廃棄物処理対策	194
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	196
	第1節 第一次建築制限	196
	第2節 第二次建築制限	197
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	197
第5章	被災者等の生活再建等の支援	198
	第1節 罹災証明書の交付	199
	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	200
	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	200
	第4節 金融対策	203
	第5節 住宅等対策	205
	第6節 労働者対策	205
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	207
	第1節 商工業の再建支援	207
	第2節 農林水産業の再建支援	208

第5編	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	209
第6編	地震防災対策推進計画	218
	第1章 総則	218
	第1節 計画の目的	218
	第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	218
	第2章 事前計画	219
	第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	219
	第2節 防災訓練計画	219
	第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	219
	第3章 災害対策本部等の設置等	220
	第1節 災害対策本部等の設置	220
	第2節 災害対策本部等の組織及び運営	220
	第3節 災害応急対策要員の参集	220
	第4節 職員の派遣要請	220
	第4章 地震発生時の応急対策	221
	第1節 地震発生時の応急対策	221
	第2節 資機材、人員等の配備手配	221
	第3節 他機関に対する応援要請	221
別紙	東海地震に関する事前対策	222
	第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	222
	第1節 東海地震に関する事前対策の意義	222
	第2節 東海地震に関連する情報	223
	第2章 地震災害対策本部の設置等	225
	第1節 災害対策本部の設置等	226
	第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	227
	第3節 警戒宣言発令時等の広報	228
	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	230
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	232
	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	233
	第2節 災害応急対策等に必要の資機材及び人員の配備	234
	第4章 発災に備えた直前対策	237
	第1節 避難対策	239
	第2節 消防、浸水等対策	241
	第3節 社会秩序の維持及び道路交通対策	242
	第4節 鉄道	244
	第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	245
	第6節 生活必需品の確保	247
	第7節 金融対策	248
	第8節 郵政事業対策	249
	第9節 病院、診療所	249
	第10節 緊急輸送	250
	第11節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	251
	第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策	252
	第1節 道路及び河川	252
	第2節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	252
	第3節 工事中の建築物等に対する措置	254
	第6章 市民のとるべき措置	255
	第1節 家庭においてとるべき措置	255
	第2節 職場においてとるべき措置	256